

第6次群馬県男女共同参画基本計画

概要版

計画策定の趣旨

我が国においては、少子高齢化や人口減少が急速に進行し、未婚や単独世帯の増加、共働き世帯の拡大など家族形態も変化しています。一方、地方では若者や女性が都市部へ流出する傾向があり、地域の活力低下や男女別人口の不均衡につながり、結果として未婚化・少子化を招く要因とも考えられています。こうした課題の背景は、職場、家庭、地域社会など様々な場面で表出する固定的な性別役割分担意識が要因の一つとして指摘されています。

さらに、女性をめぐる課題は生活困窮や性暴力・性犯罪被害、家庭関係破綻など複雑化、多様化、複合化しています。

こうした社会環境の変化やこれまでの計画の進捗状況を踏まえ、本県の男女共同参加社会の実現に向けた取組を、総合的かつ計画的に推進するため、「第6次群馬県男女共同参画基本計画」を策定します。

計画の目指す姿と基本理念



年齢や性別、国籍、障害の有無等にかかわらず、
すべての県民が、誰一人取り残されることなく、
自ら思い描く人生を生き、幸福を実感できる自立分散型の社会

基本理念

「県民総活躍」の実現に向けて、男女が性別にかかわらず、一人ひとりの考え方や生き方が尊重される社会、あらゆる分野への参画の機会が保障され、その個性と能力を十分に発揮できる社会を目指す。

基本的な視点

「男女共同参画の視点から見た魅力ある地域づくり」を推進
～若者や女性をはじめとする誰にでも選ばれる群馬県の実現～

基本方針

I 男女共同参画社会の実現に向けた意識改革

- (1)多様な生き方・価値観を尊重する意識の醸成
- (2)生活の場における男女共同参画の推進
- (3)男女共同参画の視点に立った学びの推進

II あらゆる分野における女性の参画拡大

- (1)政策・方針決定過程への女性の参画拡大
- (2)性別にかかわらずすべての人が希望に応じて働くことができる環境づくり
- (3)地域における男女共同参画の推進

III 安全・安心な暮らしの実現

- (1)ジェンダーに基づくあらゆる暴力の根絶
- (2)生活上の困難に対する支援と多様性を尊重する環境の整備
- (3)生涯にわたる健康づくりへの支援

計画の位置づけ

- ・新・群馬県総合計画の個別基本計画
- ・男女共同参画社会基本法及び群馬県男女共同参画推進条例に基づく基本計画
- ・配偶者からの暴力防止及び被害者の保護等に関する法律に基づく基本計画
- ・困難な問題を抱える女性への支援に関する法律に基づく基本計画

計画期間

2026年度（令和8年度）から2030年度（令和12年度）までの5年間

基本方針 I 男女共同参画社会の実現に向けた意識改革



基本目標 1 多様な生き方・価値観を尊重する意識の醸成

多様な生き方や価値観が尊重され、誰もが暮らしやすい社会の実現を目指し、固定的な性別役割分担意識の解消とジェンダー平等の推進に取り組みます。

■ 施策の基本的方向

- ①若者や女性に選ばれる地域づくりのための取組強化（固定的性別役割分担意識の解消、魅力的な雇用の場の創出・PR等）
- ②NPO法人等多様な主体との協働・連携の促進

基本目標 2 生活の場における男女共同参画の推進

共働き世帯が増加する中、仕事と家庭を両立できる環境整備が求められています。生活の場における役割を男女が主体的に分担できるよう、社会全体でジェンダーバイアスをなくし、生活の様々な場面での男女共同参画を推進します。

■ 施策の基本的方向

- ①家事・育児の家庭内での分担推進
- ②多様なライフスタイルに対応した子育て・介護支援対策の充実
- ③ジェンダーにとらわれない子育て環境の構築

基本目標 3 男女共同参画の視点に立った学びの推進

性別にかかわらず一人ひとりが個性と能力を発揮できる社会の実現に向けて、学校における人権教育を推進するとともに、ぐんま男女共同参画センターを拠点として多様な主体と連携・協働し、幅広い年代に向けた男女共同参画の学びの提供と啓発に取り組みます。

■ 施策の基本的方向

- ①学校教育における人権教育の推進
- ②地域、家庭における教育・学習の推進
- ③男女共同参画センターにおける学習機会の充実



家庭内での家事・育児分担や効率化の推進

群馬県では、1週間の家事・育児時間が女性は男性の約3.5倍となっており、家庭内の負担が女性に偏る状況が続いています。また、約8割の方が「家事・育児は男女で分担すべき」と考えている一方で、実際に分担できていると答えた方は約3割にとどまっています。その背景には、「男は仕事、女は家庭」といった固定的な性別役割分担意識が今も影響していると考えられます。

こうした状況により、男性の長時間労働や女性の家庭内負担の重さなど、生活のバランスに関する課題が生じています。これは、女性の社会での活躍を妨げるだけでなく、男性の健康面への影響も指摘されています。家庭内の負担を軽減するには、家事・育児を男女で協力して分担し、家事の効率化によって負担を減らす工夫が重要です。

こうした取組は、自分や家族の時間が増え、生活の質や幸福度の向上につながります。家事・育児を無理なく効率的に進め、家庭で協力し合うことは、家族の笑顔と大切な時間を生み出す第一歩です。群馬県では、今後も家事・育児の分担や効率化に関する意識啓発を進め、誰もが暮らしやすい社会を目指して取り組んでいきます。

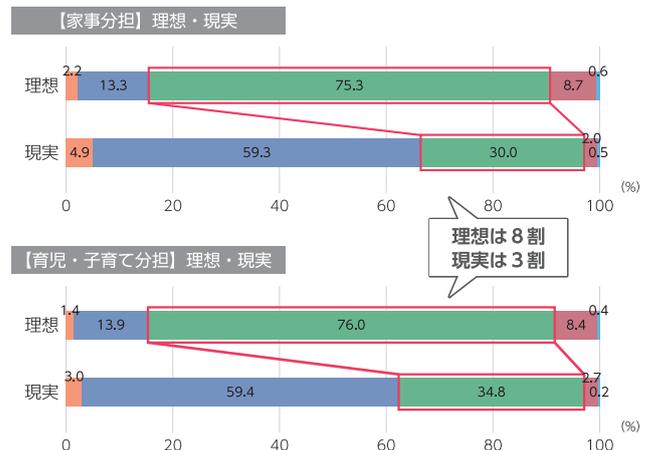
◆夫婦の家事関連時間
週全体における「家事」「介護・看護」「育児」「買い物」の平均時間



出典：総務省「社会生活基本調査」(R3年度)

◆家庭での家事・育児・子育ての分担に関する考え方

- 主として男性が担うべき・担っている
- 主として女性が担うべき・担っている
- 男女が共に担うべき・担っている
- 外部サービス等を利用する・している
- その他



出典：群馬県「県民意識調査」(R6年度)

基本方針Ⅱ あらゆる分野における女性の参画拡大



基本目標4 政策・方針決定過程への女性の参画拡大

あらゆる分野における女性の政策・方針決定過程への参画と企業における管理職登用を拡大するため、女性が活躍できる環境づくりを推進します。

■ 施策の基本的方向

- ①各分野における指導的地位に占める女性割合の増加
- ②女性の人材育成と参画拡大に向けた情報の提供

基本目標5 性別にかかわらずすべての人が希望に応じて働くことができる環境づくり



仕事と生活の両立支援、柔軟な働き方の推進、女性のキャリア支援を通じて、働きがいと働きやすさを感じられる、魅力ある職場環境づくりに取り組みます。

■ 施策の基本的方向

- ①働きがいと働きやすさを感じられる魅力的な職場づくり（男性の育児休業取得促進、時間外労働の解消等）
- ②女性の就労を支援し地域で働く選択ができる機会創出

基本目標6 地域における男女共同参画の推進



これまで女性の参画が進んでいない分野や地域活動の場において、女性が個性や能力を発揮できる環境づくりと意識啓発に取り組みます。

■ 施策の基本的方向

- ①農業分野における男女共同参画の推進
- ②土木・林業・科学技術分野における女性の参画拡大
- ③魅力的な地域づくりと地域活動における男女共同参画推進
- ④防災分野における男女共同参画の推進

基本方針Ⅲ 安全・安心な暮らしの実現

基本目標7 ジェンダーに基づくあらゆる暴力の根絶



ジェンダーに基づくあらゆる暴力を許さない社会の実現に向けて、暴力防止の啓発、相談窓口の周知、被害者支援の充実とともに、児童虐待防止対策との連携を図ります。

■ 施策の基本的方向

- ①ジェンダーに基づく暴力を許さない社会づくりの推進
- ②DV等への暴力防止に関する相談体制の充実と周知
- ③DV被害者等の保護体制・自立支援の充実
- ④犯罪被害者等（性犯罪・性暴力、ストーカー事案、インターネット上の誹謗中傷等を含む）への対策の推進

基本目標8 生活上の困難に対する支援と多様性を尊重する環境の整備



困難な状況に置かれた人々が安心・安全に暮らせる環境の整備と支援を行うとともに、多様性を尊重する社会の実現を目指します。

■ 施策の基本的方向

- ①困難な問題を抱える女性等の早期把握と相談体制の充実
- ②困難な問題を抱える女性等への支援充実
- ③民間団体・関係機関・市町村との連携・協働の推進
- ④高齢者、障害者、外国人等が安心して暮らせる環境整備
- ⑤LGBTQ等性的少数者が抱える困難への理解促進

基本目標9 生涯にわたる健康づくりへの支援



男女が互いの身体的差異を理解し、健康で豊かな生活が送れるようライフステージに応じた健康への支援を推進します。

■ 施策の基本的方向

- ①ライフステージに応じた健康支援の推進
- ②リプロダクティブ・ヘルス/ライツについての教育・普及

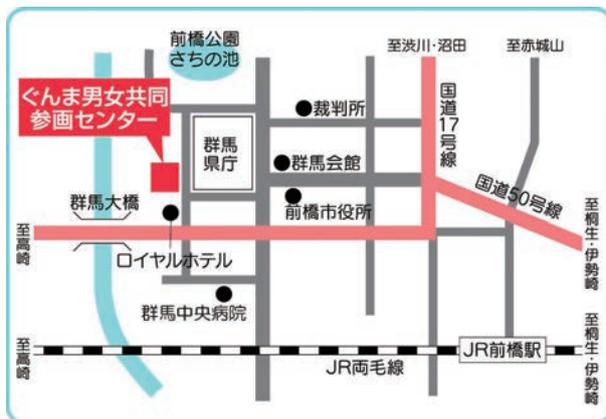
主な成果目標

成果目標項目	基準値		目標値	
	年度	数値	年度	数値
男女の地位の平等感（社会全体）	R 6	17.5%	R12	35%
「男は仕事、女は家庭」という考え方に賛同しない県民の割合	R 6	71.6%	R12	80%
ぐんま男女共同参画センターの認知度	R 6	25.3%	R12	55%
県の審議会等への女性の参画率	R 7	43.2%	R12	40%以上 60%以下
管理職に占める女性の割合	R 4	10.7%	R12	33%
夫婦が同じくらい育児を分担する家庭の割合	R 6	34.8%	R12	50%
女性の正規雇用割合	R 4	44.5%	R12	50%
自治会長に占める女性の割合	R 7	1.3%	R12	4%以上
配偶者暴力相談支援センター数	R 7	10か所	R12	15か所
DV等の被害者支援相談窓口を「いずれも知らない」人の割合	R 6	50.6%	R12	20%

計画の推進体制

県の推進体制を整備するほか、ぐんま男女共同参画センターを拠点として、市町村、事業者及びNPO法人・ボランティア団体等様々な主体との協働の枠組みを構築し、総合的かつ効果的な取組を推進していきます。

ぐんま男女共同参画センター（とらいあんぐるん）

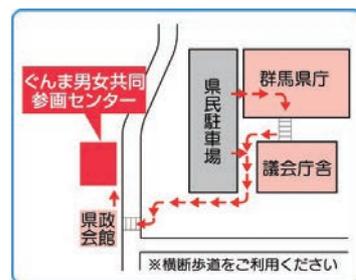


開館日時 火～日曜日 9:00～17:00

休館日 月曜日(祝日の場合は直後の平日)、年末年始

問合せ TEL: 027-224-2211

主な事業 講座・セミナー等の開催、研修室等の貸し出し、図書・資料の貸し出し



群馬県生活こども部生活こども課

〒371-8570 前橋市大手町一丁目1番1号
 TEL: 027-226-2902
 Email: seikatsuka@pref.gunma.lg.jp

計画本体は
こちら

